

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照表

○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

附 則

議長、副議長及び議員の歳費の月額は、国会法第三十五条の規定にかかるらず、令和四年七月三十一日までの間は、歳費月額に百分の八十を乗じて得た額とする。

附 則

〔新設〕※第十九項

現 行